

作業基準

平成18年11月1日

新日本海フェリー株式会社

目次

- 第1章 目的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業等
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、舞鶴～敦賀～新潟～秋田～小樽～苫小牧航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第 2 条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。

(1) 陸上作業

①乗下船する車両の誘導	車両誘導係	3人
②乗下船する旅客の誘導	旅客係	2人
③可動橋等陸上岸壁施設の操作	可動橋運転係	2人
④船舶の離着岸時の綱取り、綱放し	綱取係	6人
⑤乗船待機中の旅客及び車両の誘導	駐車場整理係	1～2人
⑥乗下船する旅客の集改札	改札係	1～2人

(註) ①②③係は、兼務。

④係は、①②③係が兼務。

⑥係は、⑤係が兼務。

(2) 船内作業

①乗下船するトラックの誘導	トラック誘導係	3人
②乗下船する乗用車の誘導	乗用車誘導係	3人
③乗下船する旅客の誘導	旅客係	1～3人
④航送旅客の誘導	航送旅客係	1～3人
⑤固縛装置等の取付、取りはずし	固縛係	5～6人

(註) 関係係員は、それぞれ兼務。

2 乗組員以外の者が船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。

3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第 3 条 陸上作業指揮者は、副運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理
- (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第 4 条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- (2) 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第 3 章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第 5 条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目及び数量を副運航管理者に報告すること。
 - (2) 副運航管理者は、報告のあった当該危険物が旅客船への搭載が許されているものであるかどうか、及び当該危険物に火災が発生した場合に消火プランで対応できるものか否かを確認し、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
 - (3) 副運航管理者は、運送を引受けた危険物が自動車航送にともなうものであるときには、当該危険物の自動車への積載状況を点検のうえ、船舶への積載方法について前項の措置を講ずること。
- 2 危険品等その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「危険品等」という。）をやむを得ず取り扱う場合は、次による。
- (1) 陸上作業指揮者は、危険品等の運送の申込みがあったときは、直ちに、副運航管理者に当該危険品等の品名、性質及び数量を報告すること。

- (2) 副運航管理者は、報告のあった危険品等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、副運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を副運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客及び車両の整理)

- 第6条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。
- 2 駐車場整理係員は、乗船待ち車両を車種別に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- 3 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意するものとする。
- 4 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、地上最低高が低い等取扱い上不適切な構造を有すると認められるもの、又は燃料洩れの車両があるときは、陸上作業指揮者に報告して指示を受け、積込みまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 5 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

(乗船準備作業)

- 第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せを行ない、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、旅客については離岸60分前、車両に

については積荷の状況に応じ、離岸2～4時間前から乗船作業を開始する。

ただし、停泊日に車両の積込みを行う場合は、一定の時間を定めて乗船作業を開始する。なお、秋田港においては、原則として、旅客については20分前、車両については着岸後乗船準備ができ次第、作業を開始する。

- 2 原則として、乗船開始5分前になったとき、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ作業員を配置して可動橋（車両甲板ランプドアを含む。以下同じ。）及び人道橋を架設する。なお、秋田港においては、原則として、旅客については乗船開始5分前、車両については乗船準備完了次第、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ作業員を配置し、可動橋及び人道橋を架設する。
- 3 船内作業指揮者は、可動橋及び人道橋が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

（旅客の乗船）

- 第 8 条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。
- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
 - 3 船内の旅客係員は旅客を乗船口から船内へ誘導する。
 - 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、副運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

（車両等の積込み）

- 第 9 条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係員に車両の積込みを開始するよう指示する。
- 2 陸上の車両誘導係員は、車両を可動橋の先端部白線まで誘導し、船内のトラック誘導係員又は乗用車誘導係員（以下「船内車両誘導係員」という。）に当該誘導を引継ぐ。この場合、乗車人に対し禁煙、携帯電話の使用禁止及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。
 - 3 船内車両誘導係員は、乗船した車両の中に燃料洩れのものを発見した場合は船内作業指揮者に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をなさしめるか又は下船の措置をとるものとする。
 - 4 船内車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。

この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。

5 航送旅客係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

（自動車の積付け等）

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
 - (2) 自動車列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。ただし、やむを得ず自動車列の両側に幅60cm以上の通路設けることができない場合であって、自動車、本船の構造物等の形状等により、通行、避難、消火活動、救助活動等を行うために支障のない場合は、この限りではない。
 - (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。ただし、自動車の前後間において、通行、避難、消火活動、救助活動等を行う場合は、当該活動等を行う箇所に通行、避難、消火活動、救助活動等を行うのに十分な幅の通路を横方向に設けること。
- 2 船内車両誘導係員は、自動車の積付けの際次の措置を講ずる。
- (1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。
 - (2) トレーラーシャーシの積付けに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して、切り離し時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求め、ことを確実に実施する。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲で当該作業を認めるものとする。

（車止め及び固縛装置取付作業等）

第11条 固縛係員は、すべての自動車について車止めを施す。

- 2 固縛係員は、積込まれたすべてのトラック及び特殊自動車等に固縛装置を取付ける。
- 3 固縛係員は、船内作業指揮者の指示に基づき木材積載車等重心の高

い自動車にはオーバーラッシングを行う。

- 4 船長は、航行中に気象・海象がラッシングマニュアルに定める条件に達するおそれがあると認めるときは、船内作業指揮者に対し、車止めの増強、固縛装置の取付け、オーバーラッシング等の実施を指示する。
- 5 船内作業指揮者は、前各号の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

(離岸準備作業)

- 第12条 陸上作業指揮者は、搭載予定車両の積込みが終了したときは車両誘導係員を指揮して、直ちに各入口に遮断鎖を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。
- 2 船内作業指揮者は、前項の連絡を受けたときは、可動橋の収納時刻を決定し、陸上作業指揮者に連絡する。
 - 3 収納時刻となったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は緊密な連携の下にそれぞれの作業員を指揮して可動橋を収納する。
 - 4 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客（第10条に定める危険物積載車、ミキサ車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車輛区域間の通路又は昇降口を遮断する。
 - 5 陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻の15分前になったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮して遮断鎖を張り人道橋を収納する。
 - 6 船内の旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
 - 7 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。
 - (1) 乗船旅客数及び搭載車両数
 - (2) 第10条第2項第3号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

(離岸作業)

- 第13条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時間に出港の放送をさせるとともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障のないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。
- 2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認の

うえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。

- 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

第14条 船内巡視は、別紙に定める組織及び要領により実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
- 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

第15条 副運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

- 2 陸上作業指揮者は、原則として、船舶の着岸時刻20分前までに綱取り作業、可動橋及び人道橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

(着岸作業)

第16条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

- 2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ適切な措置をとるよう指示する。

(係留中の保安)

第17条 船長及び副運航管理者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法並びに可動橋及び人道橋の保安に十分注意する。

(下船準備作業)

第18条 船長は、入港に先立ち適切な時間に船内作業指揮者に車両のオーバーラッシング及び固縛装置の取りはずしを指示する。

- 2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは固縛係員を指揮して

オーバーラッシング及び固縛装置を取りはずす。

- 3 船長は、船体の安全を確認し、適切な時間に、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。
- 4 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を開放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに可動橋、人道橋を架設し、舷門を開放する。
- 5 船内作業指揮者は、着岸後の適切な時間に、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。
- 6 船長又は船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時間に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

第19条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、一般旅客舷門にあって人道橋の架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第20条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- (1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
- (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を遵守すること。
- 2 船内作業指揮者は、適切な時間に、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。
- 3 陸上作業指揮者は、可動橋及びその他の状況に異常がないことを確認した後、通行止めをとり、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。
- 4 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、各甲板の車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。
- 5 船内車両誘導係員は、車両を可動橋上に停止させることのないように誘導する。
- 6 船内車両誘導員は、トレーラーシャーシの陸揚げに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して接続作業時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求め、ことを確実に実施する。
- 7 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮して可動橋及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保にあたる。

(下船の終了)

第21条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客及び車両の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮して可動橋及び人道橋を収納する。ただし、折返し出港便に就航する場合は、可動橋及び人道橋の通行を遮断する。

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無をそれぞれ副運航管理者及び船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

第22条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長及び副運航管理者に報告する。

2 船長は、前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、副運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。

3 船長及び副運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項の周知)

第23条 副運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を放送及び掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は、駐車場及び旅客待合所とする。

(1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。

(2) 車両は、乗下船時、徐行すること。

(3) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。

(4) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。

(5) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。

(6) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。

(7) 船内においては、船員等の職務の執行を妨げる行為、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(8) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項及び臨時に周知事項が生じた場合の当該事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第24条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に、次の事項を放送等（ビデオ放送その他の方法を含む。）により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
 - (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
 - (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
 - (4) 車止め、固縛装置は自分ではずさないこと。
 - (5) エンジンの始動は、係員の指示に従って行うこと。
 - (6) 車両の運転は、係員の誘導に従い、徐行を厳守すること。
 - (7) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
 - (8) 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。
 - (9) 航海中、止むを得ず車両区域に立入る場合は、必ず係員の立合いとその指示に従うこと。
 - (10) 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。
- 2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

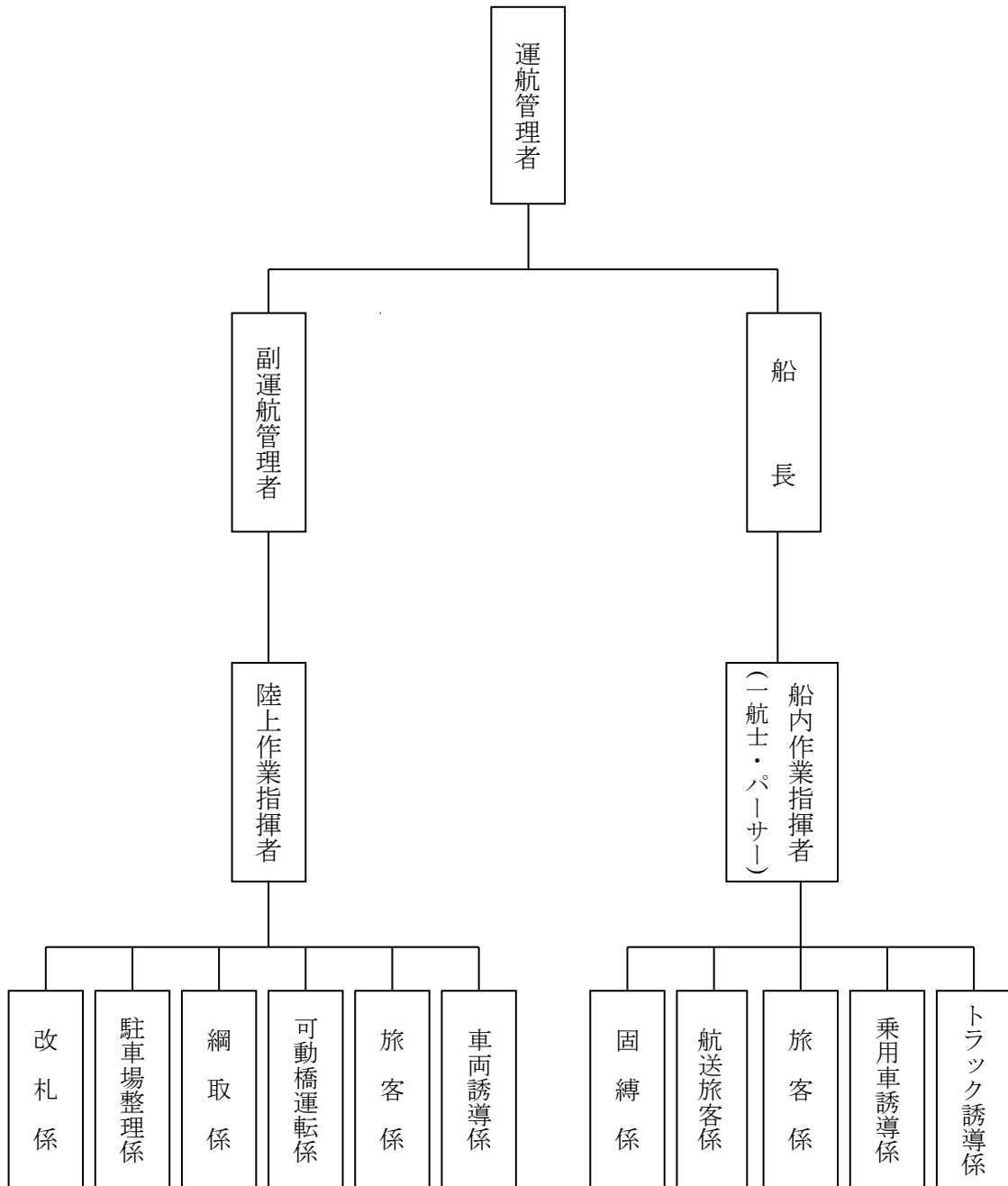
付 則

この基準は、平成18年11月1日より実施する。

改 正

1. 平成19年7月1日 新海第657号
2. 平成20年4月1日 新海第667号
3. 平成21年5月1日 新海第683号
4. 平成23年4月1日 新海第714号
5. 平成24年6月20日 新海第742号
6. 平成26年4月1日 新海第796号
7. 平成27年10月1日 新海第835号
8. 平成29年3月9日 新海第880号
9. 平成29年6月28日 新海第886号
10. 平成29年7月25日 新海第893号
11. 令和元年7月1日 新海第951号

組 織
(各港共通)



船内巡視組織（全船共通）

作業基準第14条 船内巡視の組織

① 甲板部

職員	一航士 二航士 三航士	}	各船巡視経路図（甲板部職員）の経路を巡視
----	-------------------	---	----------------------

部員	甲板(長)手 甲板員	}	各船巡視経路図（甲板部部員）の経路を巡視
----	---------------	---	----------------------

② 機関部

職員	一機士 二機士 三機士	}	各船巡視経路図（機関部）の経路を巡視
部員	操機(長)手 操機員		

③ 船客部

	パーサー フロントマネージャー ホールマネージャー 司厨員	}	各船巡視経路図（船客部）の経路を巡視
--	----------------------------------------	---	--------------------

各船巡視経路図は公表しません。